現職者共通研修の「10）事例報告」の読み替えについて

**【読み替えの対象】**

1） 都道府県士会が開催する「現職者共通研修事例検討・報告会」にて筆頭発表する。

2） 協会学術部事例報告登録制度に登録する。

3） 協会主催の学会および審査のある都道府県士会の学会等で事例研究として筆頭発表する。

4） 都道府県士会が、現職者共通研修事例報告に適した事例検討・報告会を実施していると承認した SIG（他団体の学術集会等における事例発表も含む）にて筆頭発表する。

5） 生涯教育基礎研修修了者、認定作業療法士、専門作業療法士が指導する施設団体等で行われる 事例検討・報告会にて筆頭発表する。

6） MTDLP 実践者研修における事例検討会で事例発表する。この事例発表の基準は、MTDLP 事例検討会運営基準（MTDLP 研修制度 研修シラバス参照）に基づくものとする（ただし、読替える場合はファシリテーターが生涯教育基礎研修修了者、 認定作業療法士、専門作業療法士である場合に限る）。

＊注意＊

・上記 4）を除き、各事例検討・報告会では基礎研修修了者、認定作業療法士、専門作業療法士以上がファシリテーターを務めることを原則とする。

・事例報告の運用に関しては、個人情報に十分配慮する。

・発表報告する事例は、報告者自身が担当し、作業療法の評価・実践を行った **1 事例（シングルケース）**とする。

**【申請方法】**

上記 2）3）4）5）6）により申請する会員は、発表を証明する資料（研修会名と開催日時が分かるページと抄録部分）等と必要事項を記入した「事例報告履修申請書」をデータにして、下記のメールアドレスまで送信して下さい。提出期限は、発表された年の年度末（3月末）までと致します。期限を過ぎた対応は致しませんので、お早めにご提出ください。

「事例報告履修申請書」

[現職者共通・選択研修　研修シラバス・運用マニュアル（第4.2版）](https://www.jaot.or.jp/files/page/kyouikubu/gensyokusyamanual%20%20ver4.2.pdf)　P57

<https://www.jaot.or.jp/files/page/kyouikubu/gensyokusyamanual%20%20ver4.2.pdf>

**【送信先】**

Mail : [shimanekyouiku@gmail.com](mailto:shimanekyouiku@gmail.com)

生涯教育制度推進担当者　 岩本　悠　まで